

保医発 0831 第 3 号
令和 3 年 8 月 31 日

地方厚生(支)局医療課長
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)長
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)長

殿

厚生労働省保険局歯科医療管理官

「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部改正に伴う特定保険医療材料料(使用歯科材料料)の算定について」の一部改正について

今般、「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部を改正する件」(令和 3 年厚生労働省告示第 324 号)が公布され、歯科用貴金属材料の材料価格改定が行われたところである。これに伴い「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)」(平成 20 年厚生労働省告示第 61 号)の に規定する特定保険医療材料の算定について、関連する通知を下記のとおり改正するので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

なお、本通知は令和 3 年 10 月 1 日から適用する。

記

「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部改正に伴う特定保険医療材料(使用歯科材料料)の算定について」(令和 2 年 3 月 5 日保医発 0305 第 10 号)の別紙 1 を次のように改正する。

(別紙1)

材料料

M002 支台築造

(支台築造の保険医療材料料(1歯につき))

ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。

1 間接法

(1) メタルコアを用いた場合

- イ 大白歯 77点
- ロ 小白歯・前歯 48点

(2) ファイバーポストを用いた場合

- イ 大白歯 27点
- ロ 小白歯・前歯 15点

2 直接法

(1) ファイバーポストを用いた場合

- イ 大白歯 27点
- ロ 小白歯・前歯 15点

(2) その他の場合

- イ 大白歯 33点
- ロ 小白歯・前歯 21点

(ファイバーポスト)

1本につき 69点

M005 装着

1 歯冠修復物(1歯につき)

(1) 歯科用合着・接着材料

- イ レジン系
 - a 標準型 17点
 - b 自動練和型 17点
- ロ グラスアイオノマー系
 - a 標準型 10点
 - b 自動練和型 12点

(2) 歯科用合着・接着材料 12点

(3) 歯科用合着・接着材料 4点

2 仮着(1歯につき) 4点

3 口腔内装置等の装着の場合(1歯につき)

(1) 歯科用合着・接着材料

- イ レジン系
 - a 標準型 17点
 - b 自動練和型 17点
- ロ グラスアイオノマー系
 - a 標準型 10点
 - b 自動練和型 12点

(2) 歯科用合着・接着材料 12点

(3) 歯科用合着・接着材料 又は歯科充填用即時硬化レジン 4点

M009 充填（1窩洞につき）

1 歯科充填用材料

(1) 複合レジン系

イ 単純なもの 11点

ロ 複雑なもの 29点

(2) グラスアイオノマー系

イ 標準型

a 単純なもの 10点

b 複雑なもの 26点

ロ 自動練和型

a 単純なもの 9点

b 複雑なもの 23点

2 歯科充填用材料

(1) 複合レジン系

イ 単純なもの 4点

ロ 複雑なもの 11点

(2) グラスアイオノマー系

イ 標準型

a 単純なもの 4点

b 複雑なもの 10点

ロ 自動練和型

a 単純なもの 4点

b 複雑なもの 10点

3 歯科充填用材料

2点

M010 金属歯冠修復（1個につき）

キーパーを装着した金属歯冠修復は2又は4の材料料、キーパーの材料料及びキーパーの装着の材料料の合計により算定する。

1 14カラット金合金

(1) インレー

複雑なもの 834点

(2) 4分の3冠

1,042点

2 金銀パラジウム合金（金12%以上）

(1) 大白歯

イ インレー

a 単純なもの 355点

b 複雑なもの 656点

ロ 5分の4冠

825点

ハ 全部金属冠

1,039点

(2) 小白歯・前歯

イ インレー

a 単純なもの 241点

b 複雑なもの 480点

ロ 4分の3冠

593点

ハ 5分の4冠

593点

ニ 全部金属冠

744点

| | | |
|--------|--|--------|
| 4 | 銀合金 | |
| (1) | 大白歯 | |
| | イ インレー | |
| | a 単純なもの | 20点 |
| | b 複雑なもの | 35点 |
| | ロ 5分の4冠 | 46点 |
| | ハ 全部金属冠 | 56点 |
| (2) | 小白歯・前歯・乳歯 | |
| | イ インレー | |
| | a 単純なもの | 13点 |
| | b 複雑なもの | 26点 |
| | ロ 4分の3冠(乳歯を除く。) | 32点 |
| | ハ 5分の4冠(乳歯を除く。) | 32点 |
| | ニ 全部金属冠 | 41点 |
| 5 | 純チタン2種 | 66点 |
| 6 | キーパー | 233点 |
| M011 | レジン前装金属冠(1歯につき) | |
| | 1 金銀パラジウム合金(金12%以上)を用いた場合 | 926点 |
| | 2 銀合金を用いた場合 | 90点 |
| M015 | 非金属歯冠修復(1歯につき) | |
| | 1 レジンインレー | |
| | (1) 単純なもの | 29点 |
| | (2) 複雑なもの | 40点 |
| | 2 硬質レジンジャケット冠 | |
| | (1) 歯冠用加熱重合硬質レジン | 8点 |
| | (2) 歯冠用光重合硬質レジン | 183点 |
| M015-2 | CAD/CAM冠(1歯につき) | |
| | 1 CAD/CAM冠用材料() | 228点 |
| | 2 CAD/CAM冠用材料() | 254点 |
| | 3 CAD/CAM冠用材料() | 442点 |
| | 4 CAD/CAM冠用材料() | 576点 |
| | 注 CAD/CAM冠用材料()を小白歯に対して使用した場合は、CAD/CAM冠用材料()により算定する。 | |
| M016 | 乳歯冠(1歯につき) | |
| | 1 乳歯金属冠 | 30点 |
| | 2 その他の場合 | |
| | 乳歯に対してジャケット冠を装着する場合 | |
| | 〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕 | |
| | 1歯につき | 2点 |
| M016-3 | 既製金属冠(1歯につき) | 29点 |
| M017 | ポンティック(1歯につき) | |
| | 1 鋳造ポンティック | |
| | (1) 金銀パラジウム合金(金12%以上) | |
| | イ 大白歯 | 1,196点 |
| | ロ 小白歯 | 901点 |

| | |
|------------------------------|---------|
| (2) 銀合金 | |
| 大白歯・小白歯 | 45 点 |
| 2 レジン前装金属ボンティック | |
| (1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合 | |
| イ 前歯 | 719 点 |
| ロ 小白歯 | 901 点 |
| ハ 大白歯 | 1,196 点 |
| (2) 銀合金を用いた場合 | |
| イ 前歯 | 58 点 |
| ロ 小白歯 | 58 点 |
| ハ 大白歯 | 58 点 |
| M017-2 高強度硬質レジンプリッジ（1 装置につき） | 1,629 点 |
| M018 有床義歯 | |
| 〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕 | |
| 1 局部義歯（1 床につき） | |
| (1) 1 歯から 4 歯まで | 2 点 |
| (2) 5 歯から 8 歯まで | 3 点 |
| (3) 9 歯から 11 歯まで | 5 点 |
| (4) 12 歯から 14 歯まで | 7 点 |
| 2 総義歯（1 顎につき） | 10 点 |
| M019 熱可塑性樹脂有床義歯（1 床につき） | |
| 〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕 | |
| 熱可塑性樹脂有床義歯（1 床につき） | 39 点 |
| M020 鑄造鉤（1 個につき） | |
| 1 14 カラット金合金 | |
| (1) 双子鉤 | |
| イ 大・小白歯 | 1,142 点 |
| ロ 犬歯・小白歯 | 929 点 |
| (2) 二腕鉤（レストつき） | |
| イ 大白歯 | 929 点 |
| ロ 犬歯・小白歯 | 713 点 |
| ハ 前歯（切歯） | 549 点 |
| 2 金銀パラジウム合金（金 12%以上） | |
| (1) 双子鉤 | |
| イ 大・小白歯 | 956 点 |
| ロ 犬歯・小白歯 | 748 点 |
| (2) 二腕鉤（レストつき） | |
| イ 大白歯 | 656 点 |
| ロ 犬歯・小白歯 | 571 点 |
| ハ 前歯（切歯） | 529 点 |
| 3 鑄造用コバルトクロム合金 | 5 点 |
| M021 線鉤（1 個につき） | |
| 1 不銹鋼及び特殊鋼 | 9 点 |
| 2 14 カラット金合金 | |
| (1) 双子鉤 | 570 点 |

| | |
|---|---------|
| (2) 二腕鉤 (レストつき) | 441 点 |
| M021-2 コンビネーション鉤 (1 個につき) | |
| 1 鋳造鉤又はレストに金銀パラジウム合金 (金 12% 以上)、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合 | |
| (1) 前歯 | 265 点 |
| (2) 犬歯・小白歯 | 285 点 |
| (3) 大白歯 | 328 点 |
| 2 鋳造鉤又はレストに鋳造用コバルトクロム合金、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合 | |
| (1) 前歯 | 46 点 |
| (2) 犬歯・小白歯 | 46 点 |
| (3) 大白歯 | 46 点 |
| M023 バー (1 個につき) | |
| 1 鋳造バー | |
| (1) 金銀パラジウム合金 (金 12% 以上) | 1,533 点 |
| (2) 鋳造用コバルトクロム合金 | 18 点 |
| 2 屈曲バー | |
| 不銹鋼及び特殊鋼 | 39 点 |
| M029 有床義歯修理 (1 床につき) | |
| 磁石構造体 | 777 点 |
| M030 有床義歯内面適合法 | |
| 軟質材料を用いる場合 (1 顎につき) | |
| 1 シリコン系 | 168 点 |
| 2 アクリル系 | 100 点 |